

① 件名
個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の定義の追加等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 今般、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）が改正され、平成29年5月30日から施行された。 【目的】 行個法の改正内容を踏まえ、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の定義の追加等について石巻市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行い、適切な個人情報保護対策を実施するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市個人情報保護条例（平成17年4月1日条例第15号） 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無】 又は 【個別計画との整合性】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年11月8日 第1回情報公開・個人情報保護審査会（意見聴取⇒異議なし）
⑤ 主な内容
個人情報の定義の明確化（個人識別符号の定義の追加）、要配慮個人情報の定義の追加、個人情報取扱事務登録簿への要配慮個人情報の有無の記載等について規定するとともに、所要の見直しを行い、より適切な個人情報保護制度の運用を図る。 1 個人情報の定義の明確化（個人識別符号の定義の追加） (1) これまでの個人情報保護制度の運用においては、住民票コードや被保険者番号などの符号も個人情報に該当するものとして保護の対象としてきた。 しかしながら、条例では、これらの符号が個人情報に該当することが明確に規定されていなかったため、今回の行個法改正の趣旨を踏まえ、「個人識別符号」が個人情報に該当することを条例の定義に追加する。 (2) 「個人識別符号」の定義は、行個法の定義と同一とする。 (3) 不開示情報に該当する「開示請求者以外の個人に関する情報」に「個人識別符号が含まれるもの」を追加する。

<p>2 要配慮個人情報に関する規定を追加</p> <p>(1) 行個法の改正内容を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないよう取扱いに特に配慮する個人情報を明確にするため、要配慮個人情報の定義を追加する。</p> <p>(2) 現行のセンシティブ情報[※]の収集の禁止と同様に要配慮個人情報の収集も禁止することとし、収集禁止の規定について所要の改正を行い、併せて、要配慮個人情報の収集の必要性が認められる事務事業の円滑な実施と個人情報の保護との整合性を図る。 <small>※思想、信条又は宗教に関する個人情報（特定個人情報を除く。）及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報</small></p> <p>(3) 個人情報を取り扱う事務をまとめた「個人情報取扱事務登録簿」に要配慮個人情報の取扱いの有無を記載することとする。</p> <p>3 非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの導入について</p> <p>(1) 行個法の改正内容のうち、「非識別加工情報の民間事業者への提供」については、個人情報の取扱いに関する考え方が従来と大きく変わるものであり、個人を特定できないように加工したデータを活用する仕組みとなっている。</p> <p>(2) 同様の制度を本市においても導入するかどうかについては、今後、市民意見の聴取、制度導入に伴う課題の整理等を行った上で慎重に判断すべきであり、現段階での導入は尚早であると考えられる。</p> <p>(3) この事項に関しては、県及び近隣自治体の動向を注視した上で、導入の可否を判断することとし、今回の条例改正には含めないこととする。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 個人識別符号の定義の追加により、個人情報の範囲が明確化されることは、市及び市民にメリットがある。また、要配慮個人情報についても定義を設け明確化することにより、一層の個人情報保護が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>・宮城県においても、同様に行個法の改正を踏まえた個人情報保護条例の見直しを行い、11月議会にて議決済み（非識別加工情報制度の導入を除く。）。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成30年2月 市議会第1回定例会へ個人情報保護条例、情報公開条例、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について提案（平成30年4月1日施行予定）</p>
<p>⑨ その他</p>
<p> </p>